

12.19 第1回口頭弁論 法廷を埋め尽くそう！

今なぜ違憲訴訟提起か

弁護団事務局長 弁護士 松本篤周

全国的な安保法制違憲訴訟

2014 年 7 月の安倍内閣による集団的自衛権肯定の閣議決定、2015 年 9 月の安保法制の強行採決など、国会の数の力で世論に背き、憲法 9 条を踏みしめる既成事実の進行を憂える人々を中心に、2016 年 4 月に東京地裁に国家賠償訴訟が提起されたのを皮切りに、北は北海道、南は沖縄まで各地で安保法制違憲訴訟が取り組まれています。2018 年 9 月 18 日現在で、全国で提訴されている訴訟は 22 の地裁で 25 の裁判が継続しており、原告総数は 7590 名、代理人総数は 1643 名になっています。

詳細は次の通り。東京国賠 | 東京差止 | 福島 (いわき) | 高知 | 大阪 | 長崎 | 岡山 | 埼玉 (さいたま) | 長野 | 女の会 | 神奈川 (横浜) | 広島 | 福岡国賠 | 福岡差止 | 京都 | 山口 | 大分 | 札幌国賠 | 宮崎 | 群馬 (前橋) | 道東 (釧路) | 鹿児島 | 沖縄 (那覇) | 山梨 (甲府) | 愛知 | ※提訴順

愛知県での提訴

ご存じの通り愛知県では 10 年前にイラク派兵違憲訴訟で名古屋高裁における画期的な違憲訴訟(青山判決)を勝ち取った憲法訴訟の取り組みの伝統があります。これまで愛知では安保法制違憲訴訟は提訴にいたっていませんでしたが、愛知県内を中心に安保法制違憲訴訟の原告になることを希望する市民の方々 60 数名から声が寄せられたことを契機に、昨年 11 月以降、イラク派遣違憲訴訟に関わっていた弁護士や名古屋高裁違憲判決当時の裁判長など元裁判官数名、そしてベテラン・中堅・若手の弁護士も含めて約 10 数名が集まり、提訴へ向けての準備に着手しました。また、イラク派遣訴訟で中心となった市民の方も提訴に向けた準備を進め、4 月 12 日には、提訴に向けた学習決起集会、7 月 14 日には東京訴訟弁護団の寺井一弘弁護士をお招きして提訴に向けたキックオフ

集会を開催、8 月 2 日に第 1 次 143 名、9 月 14 日に第 2 次 78 名が提訴し、合計 221 名になりました。



今なぜ違憲訴訟提起か

安倍首相が今年中の 9 条改憲の国会発議に前のめりになり、さらに敵基地攻撃能力を備える巡航ミサイル導入やヘリ空母を F 35 戦闘機搭載可能な本格空母に転換させる検討を開始するなど、9 条改憲を先取りする企みが進行しています。この訴訟によって、改めて安保法制は違憲、9 条に反する違憲立法であることを明確にさせるとともに、法廷で具体的に行われている自衛隊の改変を暴露することにより、改憲の狙いが「改正しても何も変わらない」どころか、安保法制を合憲とし、さらに専守防衛をかなぐり捨て、アメリカに付き従って海外で軍事行動をする国家に転換させるところにあることを明らかにし、世論に広げることが焦眉の課題となっています。

訴訟の概要と原告・弁護団のプロフィール

この訴訟は、違憲立法による精神的損害の賠償を求める国家賠償請求の形を取りました。原告はノーベル物理学賞受賞者の益川敏英さんをはじめ、元自衛官、国鉄労働者、障がい者、母親、宗教者、戦争体験者、基地周辺住民、教育者、元裁判官、その他により構成され、安保法制の強行により、それぞれの立場から具体的にどういう意味内容の戦争の不安、精神的苦痛が生じるかを訴えています。

原告弁護団は、37 名 (常任 16 名) で、弁護団共同代表は、大脇雅子弁護士、内河恵一弁護士、青山邦夫弁護士 (元名古屋高裁裁判長) の 3 名です。弁護団はベテラン、中堅、若手が結集し、安保法制強行への怒りで結束しています。

ドキュメント 提訴の一日

裁判前集会と記者会見

連日の猛暑が続くなか、2018年8月2日、名古屋地方裁判所において、安保法制違憲訴訟の提訴がありました。報道関係者を含め約80人が集まりました。

裁判所前の集会において4人の方が語りました。

青山邦夫弁護士

この裁判は国民の平和的生存権、人格権が安保法制により侵害されたことを訴えるものです。戦争体験者とその家族、基地周辺に住む人、宗教家、学者など多くの原告の皆さんの訴えと協力により裁判は闘われます。皆さんの協力をお願いします。

寺田原告共同代表

安保法制により日

本は戦争する国になろうとしています。北朝鮮に対する日本の経済圧力により、北朝鮮は兵糧攻め状態にあります。これが憎しみの連鎖を生み、アジアが中東のように泥沼化するのではないかと危惧します。

私たちは主権者として、法の番人である司法に対し憲法尊重擁護義務を果たさせる責任があるのです。

松本篤周弁護士事務所事務局長

安保法制から3年、イラク訴訟から10年、この名古屋で裁判を行う意義は大きい。安保法制のもと空母、巡航ミサイルなど軍備は拡張されようとしている。こうした違憲状態を改憲により解決しようとする動きがある。こうした動きを裁判を通し阻止したい。

池住支援者

裁判は原告が強い気持ちを持ち続けることが大切である。街中においても世論を喚起し、大きな力に変えていく必要がある。

提訴行動の後、桜華会館において記者会見が行われました。用意された部屋では立見席もできました。

法の番人としての責任果たせ

記者会見に先立って、まず松本弁護士より提訴の報告があり、次にイラク訴訟の時、裁判官として名判決を下した青山弁護士ら弁護団が裁判に対する思いを語りました。

松本篤周弁護士からの提訴報告

7月27日までの143名を原告とする訴状を提出し受理された。賠償責任を問う不法行為は3年の時効があり、安保法制が閣議決定されたときから3年となる今年の9月19日までに提出せねばならない。原告の二次募集はその締め切りを8月20日としたい。

全国22の地裁に25の裁判が提訴され名古屋は25番目である。

この3年間で安保法制をめぐる状況は大きく変わった。南スーダンへ派遣された自衛隊では宿営地をはさんで実際に戦争が行われた。北海道では派遣された自衛隊員の母親が訴えている。空母、巡航ミサイル、改憲への動きなど、こうしたすべての危険性を裁判を通して発信し、明らかにする。3000万署名や改憲に反対する人たちの励みになればよい。

原告は自衛隊員、教育者、障がい者、裁判官、基地周辺に住む人など、さまざまである。ノーベル賞の益川さんにも話を聞いた。彼は科学者である前に人間として参加したと語っていた。益川さんが来るときは必ずお知らせする。

裁判官は答えねばならない

大脇雅子弁護士

武力によらない平和から軍事による平和へ変わりつつある。本来であれば国会で審議されるべきものだが、満足な議論のないまま法律が

施行された。集団的自衛権により国民の平和的生存権は回復しがたい損害を受けた。そのことを明らかにしたい。裁判官は答える義務がある。



伊藤朋紀弁護士

安保法制が九条違反であることは明確である。それを示すため原告の声を伝えたい。

中川匡亮弁護士

日本の自衛隊がアメリカの肩代わりをすることが憲法に位置づけられてしまうのではないかと不安を感じる。

平松清志弁護士

安保法制は明らかに憲法違反だが国会ではまともな審議がなされなかった。裁判所ではそのようなことがあってはならない。

平井宏和弁護士

この裁判に参加することに歴史に対する責任を感じる。

金井英人弁護士

イラク訴訟の時は原告であった。その時に得た貴重な経験をこの裁判に生かしたい。

国が無視できないような議論を

下澤悦夫原告共同代表

元裁判官であるが、市民運動に参加するため原告となった。全国的に運動を盛り上げ、国が無視できないような議論へとせねばならない。司法の地位を高め三権分立を実現したい。

川本一郎弁護士

違憲違法、多くのものが踏みにじられている。イラク訴訟の時の高揚感から大きく変わってしまった。なぜこのようなことになってしまったのか。司法の場で明らかにしたい。

青木友加弁護士

デモなど市民とともに行動し、戦後の歴史を考えるようになった。国会において3人の憲法学者が、安保法制が違憲であると発言するなど、メディアの力はとても大きい。この裁判には市民運動とこれまで縁のなかった人も多く参加している。メディアを通して多くの国民が考える機会となるよう盛り上げていきたい。

中谷雄二弁護士

九条に関わる裁判、運動を多くやってきた。大脇弁護士が話されたように私たちの訴えに対し、国は答えねばならない。民主主義とは議論し、誤りを正すことである、そのことを明らかにしたい。裁判官に自分の責任を問い詰め、応答させる。

青山邦夫弁護士

10年前のイラク訴訟判決について、判決文がすべてを語っているのでそれについて私は語らない。

九条をめぐる状況が変わってきた。発言せねばならないと感じこの裁判に参加した。この弁護団は若さと理論に優れた人が多く期待している。

柄杓貞介弁護士

10年前まで裁判官であった。父は三度召集され戦地に行った。敗戦の時私は4歳である。本当は原告になりたい。

憲法前文は素晴らしい理想である。諸国民と助け合うことによって全力で憲法を創ってゆかねばならない。



次に4人の原告の方に語っていただきました。

植村原告共同代表

安保法制は別名戦争法案である。私は戦争に反対である。

平和を創る行動だ

藤井さん

武力で平和は創れないというのが私の信念である。九条がつくられたとき吉田首相は個別的自衛権も認めていないと答弁している。その後、朝鮮戦争、湾岸戦争などにより憲法の解釈が変えられ、現在の自衛隊がある。今後さらに武力を増強してゆけばその行き着

く先は戦争である。

非武装中立は現実的ではないという人がいるが、そんなことはない。コスタリカが憲法の理想を証明している。もちろんそこには国民の平和を創ろうという信念と行動がある

中澤さん

私は両親から平和の大切さを学び、中学で平和憲法を学んだ。今、国は戦争をしたがっている。安保法制を認めるわけにはいかない。私の家族は医療従事者である。湾岸戦争では 50 人の医者が現地へ行った。戦争は耐えられない。

杉本さん

私は自営業者である。選ぶことを大切に生きてきた。それは自由、威張る人を嫌い、虐げられた人を助けること。戦争は最悪である。

市民運動に加わり、湾岸戦争、PKO と反対してきた。そのたびに国は言い訳をしてきたが、今回はその言い訳すらない。安倍政権は、積極的平和主義など、国の内外で言葉を使い分けながら軍備を増強しようとしている。これは国民の生活を犠牲にするものであり、憲法九条に対する攻撃である。

松本篤周弁護士より補足

東京の安保法制違憲訴訟では 10 人が陳述したところで、学者証人が却下され裁判官が変わった。明らかに損害がないことを理由に棄却するつもりである。新しい裁判官を忌避し裁判はストップしている。

全国では裁判長 5 人、左裁判官 4 人(確かな数字ではない)が変えられている。安保法制シフトをつくり前例にしようとしている。

22 の地裁のすべての裁判官を変えるには 66 人の裁

判官が必要となる。多くの裁判を闘う意義がここにもある。

続いて記者から質問がありました。

NHK 記者

東京での裁判を踏まえ、原告が苦痛を受けたことの立証をどうやるのか。対策はあるのか。

原告の訴えを積み重ね、国を問い詰める

松本篤周弁護士

原告一人一人の人生を踏まえた訴えを積み重ねてゆく。そして、国に回答させる。ひたすら訴えながら、なぜ回答しないのかと国に問い詰める。

国会の安保法制の議論の中で 3 人の憲法学者が違憲であると発言したとき、安倍総理は「最高裁に判断してもらおう」と応じた。

裁判を起こすにあたって、安保法制が合憲という判決が出たらどうするかという心配の声もあった。このままでは立法の場でも、司法の場でも判断のないまま安保法制は独り歩きする恐れがある。最高裁が憲法審査権を放棄したことになってしまう。許されないことだ。

中日新聞記者

143 人の原告の傾向は

松本篤周弁護士

ほとんど愛知、一部岐阜、三重の方もみえる。年齢は 30 代から 80 代、ノーベル賞の益川さんは名古屋出身ということで加わっていただいた。ぜひ裁判所で語っていただく。

中京テレビ記者

名古屋としての対策はあるか

松本篤周弁護士

簡単ではない。全国と交流を深め、これから作戦を練る。

NHK 記者

元裁判官である下澤さんに原告となった理由を聞かせていただきたい。

下澤悦夫さん

裁判所がやるべきことをやっていない。私の経験か



こうした裁判は迷惑である。多くの裁判官は判断を避けたがる。これを機に内からでなく外から司法を変えたい。人格権の侵害を判断する裁判官が生まれてほしい。勝敗も大切だが、その前に裁判をする権利がある。裁判官に迷惑がると訴えたい。

赤旗記者

PKO 協力法なども違憲ではないか。

南スーダンにおける事実も解明したい

中谷雄二弁護士

南スーダンの事例もあり、当然違憲であると主張して裁判を闘う。この3年間で事態は大きく変わっている。名古屋独自の裁判となる。

一般質問は名乗ることなく行われました。

質問者

日米共同訓練も違憲性があるのではないか。

中谷雄二弁護士

確かにその可能性があるが、事実として立証するには限界がある。

質問者

九条だけでなく、立憲主義も問題ではないか。

中谷雄二弁護士

その通りである。一内閣の閣議決定で安保法制がつくられたことは立憲主義の破壊である。これも裁判を通して明らかにする。

質問者

権利の侵害を争う裁判で憲法判断しないというのはおかしい。

裁判官は迷惑がらず、逃げず役割果たせ

下澤悦夫さん

こうした裁判では裁判官は判断をせず逃げることを考えてしまう。したがってまず事実を訴えることが大切である。事実として、南スーダンに派遣された自衛隊員は救済する必要がある。

さらに、民主主義の危機であることを司法に自覚させる必要がある。

提訴の一日は、下記 URL より動画でもご覧いただけます。

<https://youtu.be/MeajNymG MI>

裁判の日程のお知らせ

第1回口頭弁論

日時：12月19日(水)

場所：名古屋地方裁判所 大法院

集合時間：午前9時

裁判前集会：午前9時15分

報告集会：午前11時から(予定)

場所：桜華会館(予定)

※傍聴多数の場合は、抽選になります。傍聴ができない方には待機企画を用意します。

学習会：訴状の学習と陳述書の書き方

日時：10月27日(土)

午後6時30分 から8時30分

場所：イーブルなごや 視聴覚室 加費無料

地下鉄 名城線「東別院」下車1番出口から東へ徒歩3分

**私たちは何を訴えたか・・・訴状から読み解く
私たちはどんな被害を受けたか・・・陳述書を書こう！**

裁判は原告から委任された弁護士によって、国を相手に闘われます。この時、弁護士にとって武器となるものが原告の陳述書です。

陳述書は長い文章である必要はありません。

この日本の片隅に、安保法制の成立により、つらい思いをしている人間がいることを証明すればよいのです。学習会の場を設けました。ふるってご参加ください。

みなさま ご支援ください

いよいよ安保法制違憲訴訟が始まりました。この裁判は平和というお金では得ることのできない価値を守るための闘いです。

原告、サポーターのみなさまの平和憲法への思いを叶えるため、弁護団・事務局は手弁当で頑張っていますが、お金が足りません。

みなさまのご支援をよろしくお願い申し上げます。

振込先

郵便振替口座：00850-2-217427

加入者名：安保訴訟あいち

振込用紙を同封させていただきました。ご利用ください。原告の募集は終了しましたが、サポーターは継続して募集しております。

原告の思いを伝える 弁護士の横顔

安保法制の成立により、私たちが被った被害、この堪え難い思いを裁判官に伝えてくださる弁護団の弁護士を順次紹介します。初回は青山邦夫弁護士と小林ゆき弁護士です。

青山弁護士は2008年4月、自衛隊イラク派遣差し止めを求める集団訴訟の控訴審判決のなかで、航空自衛隊が首都バグダッドに多国籍軍を空輸していることについて「憲法9条1項に違反する活動を含んでいる」との判断を示しました。

裁判官として、名古屋高裁におけるイラク訴訟の判決が最後の仕事であった改憲議論に危機感を抱き、
新安保法制の違憲性を訴える

弁護士 青山 邦 夫

私は長年裁判所に勤めておりましたが、裁判官時代の最後の事件が、名古屋高裁の「自衛隊のイラク派兵差し止等請求事件」でした。それから10年経ちましたが、憲法9条をめぐる状況は大きく変化しました。多くの反対を押し切り集団的自衛権の行使を認める新安保法制が制定され、改憲の議論も声高に主張されるようになってきました。この状況に強い危機感を抱いております。



この度、東海地方の皆さんが原告となって、新安保法制違憲訴訟を提起されましたが、我が国が外国と戦争を行うことを認める新安保法制は、国民の「平和に生きる権利」を侵害するもので、絶対に許すことができないという、原告の皆さんの切実な思いが形となったものです。

新安保法制の違憲性を訴えていくことは、憲法を守るために、大変意義のあることと思います。私も弁護士としてこの訴訟に微力を尽くしたいと考えております。

都合よく変わる政府見解に疑問を感じ、
弁護団に初めて参加
原告の思い、熱意とともに弁護団活動に尽力

弁護士 小 林 ゆ き

私は、大学卒業後約10年間、東京で会社勤めをした後、弁護士になりました。弁護士になって約3年が経ちますが、弁護団に参加するのは今回が初めてです。私が今回この弁護団に参加しようと思ったのは、私自身も、あまりにも都合よく変わる政府見解に疑問を感じているからです。民主主義の下、法律の枠内で国民の代表者らが意思決定を行うことと、憲法解釈を都合よく変えてしまうこととは区別されるべきだと思います。

弁護団の活動では、経験豊富な弁護団の先生方との会議や、提訴までの準備をする工程、原告のみなさんの思い、熱心な活動ぶりなど、大変勉強させていただいています。不勉強なことも多いですが、みなさんからいろいろ教えていただきながら、積極的に弁護団活動に参加したいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

発行 安保法制違憲訴訟の会あいち
〒453-0014 名古屋市中村区則武 1-10-6
側島第一ノリタケビル 2 階
名古屋法律事務所
TEL 080-4521-5252
FAX 052-451-7749

編集室からひとこと

猛暑、西日本豪雨、北海道の地震、相次ぐ台風の上陸と日本列島は頻発する大きな自然災害に見舞われました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

安倍政権は一定の支持を得ていますが、頼みのアベノミクスは失敗です。それも金融緩和をやめることができないという取り返しのつかない大失敗です。

この日本からお金をとったらいったい何が残るのでしょうか。自慢できるのは富士山だけ。そんなことはありません。私たちには憲法九条があります。

憲法九条について一人一人が考え、対話を尽くす。これこそ日本人が生き残る道です。ともに平和憲法を守る世論を盛り上げ、仲間を増やし、裁判を勝ち抜きましょう。